平成29年第1回定例会環境生活委員会会議録

平成29年3月21日 午前10時00分から午前11時18分 全員協議室

出席者氏名

 坂本
 隆司
 委員長
 福島
 正明
 副委員長

 岡部
 賢士
 委員
 深沢
 幸子
 委員

 滝沢
 健一
 委員
 椎塚
 俊裕
 委員

 大竹
 昇
 委員

執行部説明者

市 長 中山 一生 市民生活部長 加藤 勉 都市環境部長 岡田 和幸 市民窓口課長 谷川 登 市民協働課長 斉田 典祥 商工観光課長 佐藤 昌一 農業政策課長兼 植竹 交通防犯課長 勇 木村 博貴 農業委員会事務局長 清宮 恒之 宮本 孝一 都市計画課長 施設整備課長 下水道課長 稲葉 通 環境対策課長 富塚 健二

環境対策課長補佐岩井務(書記)

事 務 局

主 査 仲村 真一 副 主 査 池田 直史

議題

平成29年請願第1号

農業者戸別所得補償制度の復活を求める請願

議案第16号 平成28年度龍ケ崎市一般会計補正予算(第4号)の所管事項

議案第18号 平成28年度龍ケ崎市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)

報告第2号 専決処分の承認を求めることについて

(和解に関することについて)

報告第3号 専決処分の承認を求めることについて

(和解に関することについて)

皆さん、おはようございます。

それでは、始めさせていただきます。

委員の皆様に申し上げます。

本日,請願の提出者からの要旨の補足説明の申し出がありましたところから,審査の途中,休憩中に協議会を開催し,趣旨を説明する機会を設けますので,よろしくお願い申し上げます。

また、本日傍聴の申し出がありますので、これを許可いたします。

ここで、傍聴者に一言申し上げます。会議中は静粛にお願いいたします。

それでは、ただいまより環境生活委員会を開会いたします。

本日ご審議をいただきます案件は、今期定例会において当委員会に付託されました平成29年請願第1号,議案第16号の所管事項,議案第18号,報告第2号,報告第3号の5案件です。これらの案件につきましてご審議をいただくわけでございますが、会議が円滑に進行できますよう、皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。

初めに, 請願の審査に入ります。

平成29年請願第1号 農業者戸別所得補償制度の復活を求める請願についてです。 それでは、事務局に請願事項を朗読させます。

池田福主杳

それでは、請願書について朗読させていただきます。

請願名、農業者戸別所得補償制度の復活を求める請願。

受理番号, 平成29年請願第1号。

受理年月日,平成29年2月22日。

請願者の住所・氏名,取手市新川297,県南農民組合,組合長,渋谷俊昭氏。

紹介議員、伊藤悦子、金剛寺博であります。

請願趣旨であります。

米価が生産費を大きく下回る水準に下落し、多くの稲作農家が「これでは作り続けられない」という状況が生まれています。また「安いコメ」の定着によって、生産者だけでなくコメの流通業者の経営も立ち行かない状況となっています。

こうしたなかで政府は、農地を集積し、大規模・効率化を図ろうとしていますが、この 低米価では規模拡大した集落営農や法人ほど赤字が拡大し、経営危機に陥りかねません。

平成25年度までは、主要農産物(米、麦、大豆など)の生産を行った販売農業者に対して、生産に要する費用(全国平均)と販売価格(全国平均)との差額を基本に交付する「農業者戸別所得補償制度」がとられ、多くの稲作農家の再生産と農村を支えていました。平成26年度からは「経営所得安定対策」に切り替わり、米の交付金については10アールあたり1万5,000円から7,500円へと引き下げられ、稲作農家の離農が加速し、地域がいっそう疲弊しています。しかも、この制度も平成30年産米から廃止されようとしています。

これでは、稲作経営が成り立たないばかりか、水田のもつ多面的機能も喪失し、地域経済をますます困難にしてしまうことは明らかです。

私たちは、いまこそ欧米では当たり前となっている、経営を下支えする政策を確立することが必要だと考えます。そうした観点から、当面、生産費を償う農業者戸別所得補償制度を復活させて、国民の食糧と地域経済、環境と国土を守ることを求めます。以上の趣旨から、下記の事項についての「農業者戸別所得補償制度の復活を求める意見書」を提出いただけますよう請願いたします。

請願事項, 1, 農業者戸別所得補償制度を復活させること。以上であります。

休憩いたします。

【休憩】

坂本委員長

休憩前に引き続き会議を再開いたします。 それでは、各委員からご意見等がございましたらお願いいたします。 いかがでしょうか。 大竹委員。

大竹委員

請願の趣旨は、お話聞きまして、ある程度はわかりますけれども、当市でも若手農業者、そういう形の人たちを育成していくというような話もあります。そういう中で、まず若手農業者が始める場合には、当然借地で始まるのが結構多いわけであって、そういう中で、平均、その農地の地代、こういうものが、この補償制度があるということでなかなか厳しいお値段になっていくという現状もお伺いしています。そういうところも少し、今回の問題に対しては考慮しなければならないというような私は考え方を持っておりますもので、今回の補償制度の復活請願については、私は反対のご意見を述べさせていただきます。

坂本委員長

ほかにございませんか。 では、深沢委員。

深沢委員

お米が大切というのは日本人は誰も思っておりますし、農家が大切というのも誰も思っていらっしゃることではないかなと思います。そういう意味で、農家を大切にしていくというその気持ちは、皆さん同じではないかと思うんです。

平成22年にこの施策が出てきました。そのときには、私、JAのほうでいろんな農家の方に説明会、JAとか、そちらでこれについての説明会がありました。そのときにもそこに参加させていただいて、いろんなお話を聞かせていただいた後に、そこに参加されていた方にいろいろと聞いてみました。「皆さん、どうですか」と、「この政策、皆さんやりますか」と、「どうですか」と、そういうふうに聞きましたら、私が聞いた人は全員、「やらない」と言っていました。「なぜ」と、「なぜやらないの」と言ったら、先ほどおっしゃっていましたように、大きな農家にはメリットがあるけれども、自分たちみたいな、この龍ケ崎の農業みたいな小さなところでは何のメリットもないと。一回違うものをつくってしまった田んぼは、もう、もとには戻らない、もう田んぼがだめになっちゃうんだと、だからやらないというようなことを言っていました。そういうことかといろいろ聞きながら、そのときは思っていました。

また、この請願が今回出てきましたので、またいろんなところに聞きに行きました。「どうですか」と、「農業者戸別所得補償制度が30年からなくなるんですけれども、どうですか」と聞きましたら、「そんな制度あったのかい」と、覚えていない。また、この集落営農の方たちにも聞きました。いらないという、そんな話もされていました。もっと違う方法があるんじゃないかと。農家を救うのに、その制度がいいとは思えないという話もありました。もっと農家にプラスになるような違う形は考えられないか。農家の競争力がなくなる、後継者はどうするんだと。一生懸命で田んぼをやろうと思っている、その後継者をつくる方向とは違う方向に行っているんじゃないかというような、そんな話があったんです。

実際に農家の方がそれを求めているかどうか、ニーズがあるのかどうか、これが一番大事だと思うんです。現場の方が本当に農業に力を入れて頑張っていこう、後継者もこれだったら育てられる、そういうふうな方向に行っているのかどうかということが大事になるんじゃないかなと思うんですね。

ですので、申しわけありませんが、反対ということで意見を述べさせていただきました。

坂本委員長

ほかに意見ございませんか。 岡部委員。

岡部委員

私も、この請願に対しては反対の立場で意見を述べさせていただきます。

この制度自体は、いろいろ賛否両論あるところだと認識しておりますが、実際補助を受けられる農業者にとっては、確かにありがたい制度なんだろうなというふうには思います。ただ、こちら国の制度ですので、国全体、国民にとってためになる制度なのかどうかという視点で見なければいけないと思います。そういった点で考えると、いろいろ今出たように、農家の意欲向上だとか、担い手育成ですとか、いろんな面で疑問もあるところで、本当にこの制度を復活することが国益となるのだろうかという確証がちょっと持てないところでもあります。

今回こういう議会の総意として意見書を出すための請願ということですので、やはり、市民全体の意見としてどうなのだろうかという点でも根拠がなければならないと思いますが、今回の請願も、農業者にとっての思いというのはもちろん集約されているんだとは思いますが、市全体で考えたときにどうなんだろうというところでは、ちょっと、なかなか、やはり確証が持てないというところがありますので、今回は反対という立場で意見を述べさせていただきました。

坂本委員長

ほかにございませんか。 福島委員。

福島委員

私も反対の立場で意見を言わせていただきます。

先ほどからお話ありますけれども、これから農地の集積、拡大、それから若手就農者を増加させていかなければならない。もう20年後には、現状のままいけば就農者が今の1割とか2割という数になっていってしまうだろうと言われているということですから、やはりこれからの若手の就農者をいかに増やしていくか、そういうところに財源を、やはりある程度注いでいかなくちゃいけない時代になってきているんだろうというふうに思いますし、いきなり自由市場、市場原理というのを持ち込むわけにはいかないということで、7,500円という保証を今現状つないでいるんだろうというふうに解釈をしているんですけれども、一方で旧来の個別補償制度は、かえって兼業農家等にも補償があるということで、農地の拡大、集積の阻害になっていたところもあるんだろうというふうに思っていますし、先ほど意見ありましたけれども、やはり農家の方の意欲の向上ということも阻害していく一つの原因だったかというふうに思いますので、今後どのような農業政策、国がしていくのかは、私から見ても少し不透明だなという思うところもあるんですけれども、まだまだ、いろんな意味で議論が必要なのかなというふうに思います。

いずれにしても、旧来の戸別補償制度に戻すということは、この先の農業政策を考えると、いろいろと阻害要因が出てくるのかなというふうに思いますので、今回この請願に対しては反対とさせていただきたいと思います。

坂本委員長 ほかにございませんか。 滝沢委員。

滝沢委員

この農業者戸別所得補償制度というのは、民主党政権時につくられたものだと思います。 それで、その次に、この経営所得安定対策というのは、民主党から自民党に切りかわった ところに変わった対策だと思うんですけれども、大体、1万5,000円から7,500円、そして 平成30年度前からは廃止ということで、国の限りある財源の中で、やはりもう、こういう 補助金で投入するということが、もう、だんだんできなくなってきているような状況にあ るんじゃないかなというふうにも考えます。

やはり、これからの農業というのは、農業政策というのは、皆さん、よく予算とか決算 とか見てもらうとわかると思いますけれども、意外と補助金が多く入っているような産業 だと思うんですね。これは農業じゃなくても,これ商売でも何でもそうですけれども,商 売に対してもこういう補償というのは、なかなか、この農業の分野には多い、ほかの分野 にはちょっと見受けられないような補助が多いと思うんですけれども,実際現場では本当 に大変な状況だというのは、私も去年1年を通して水稲に携わったんで、いろいろな収益 の面もそうですし、実働としての大変さも経験させてもらったところですけれども、これ からの農業というのは、国の方針がだんだんこういうふうな方針になっていくということ で、やっぱり、どのぐらいの戸数があってどのぐらいの生産量があると米の単価が維持で きるのかという、そういうところも考えていかなくちゃいけないと思いますし、いよいよ 水稲、これでは生産費が出ないよということで、やっぱり補助金頼りになってしまうとい うのは大変なんじゃないかなと思いますし、何よりもやっぱり一番には、補助金というも のより今の経営の確立が重要だと思いますので、これ、流れは、受益者負担ということで いうと、やっぱり農業の水稲にかかわる人だけの恩恵を受けるものですよね。よく市の特 別会計なんかもそうですけれども、国民健康保険に一般財源から税金を投入するというの と、そういうものに近いんじゃないかなというふうに思うので。

趣旨はよくわかります。この人たちが言っている意味は、いわゆる農業、水稲の現状は大変だよということを言われているのはよくわかりますけれども、私は、農業を補助金に頼らない経営に持っていく、また、そういうような交渉をする請願であればあれなんですけれども、今回のこの補助金を継続していくという請願に対しては、私も反対の立場で答弁とさせてもらいます。

坂本委員長

椎塚委員。

椎塚委員

今まで出てきた意見ともう同じではあるんですけれども, 請願に対しては私も賛成しか ねますということで, ご意見を述べさせていただきます。

今, 滝沢議員が言われたとおり, 私も, やはり補助金に頼らないと成り立たない経営というのは, やはりこれから継続性という意味では, やはり問題があるんだろうなというふうに思っています。もちろん, 私の身近な親戚にも稲作農家おります。そして, お話を聞いていると, 確かに苦しいという話も十分聞いております。それも踏まえてですけれども, ただ政策とすると, 単純な戸別補償というよりは, むしろ日本の農業全体の戦略を具体化するような構造改革を進めることが重要だというふうに私は思っています。農業の大規模化を推進するための施策と農業の経営を安定させるという施策というのは, むしろ切り離して考えなければいけないことだというふうに思っています。

この戸別補償制度に関しては、ある程度農業の構造改革が進んだ状況でないと、十分な

所得を農業者に受給させることは難しいと思いますし、その効果を十分に発揮させること はできないのは確かだと思います。要するに、戸別補償と並行して、農地集積や規模拡大 等について全く異なる性質を持つ政策の目標をあわせて進めていくことが、もちろん、む しろ重要なのではないかと思います。

例えば欧米の例でいいますと、欧米での制度設計は、ともに助成はしているんですけれども、市場のメカニズムを最大限に活用しながら、農家がみずから経営能力を高めることにより、より高い収入を得られるように工夫をしています。例えばアメリカでは、マーケティングローンによる売買タイミングを農家に委ねることで成り立つようにしていますし、ヨーロッパでは、第一農場支払いにより、市場に反応した最適な作付を農家に委ねています。市場のニーズや動きに農業者がみずから対応できることが可能となり、需給調整が可能なことや、農業者の経営才識も高めることに成功しています。

その意味では、日本でのこの制度は、農業構造改善を発展させるということでは貢献度が低いのではないかと思います。

冒頭に言いましたとおり、単純な戸別補償よりも、むしろ日本の農業全体の戦略を具体的な部分で構造改善を進めることが私は重要だと思いますので、この請願には賛同しかねます。

坂本委員長

ありがとうございました。

皆さんのご意見が出たようですので、それではお諮りしたいと思います。平成29年請願第1号 農業者戸別所得補償制度の復活を求める請願につきまして、採択とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

【挙手なし】

坂本委員長

賛成者はございませんので、平成29年請願第1号は不採択とすることに決しました。 休憩いたします。

【休憩】

坂本委員長

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

それでは、議案の審査に入ります。

議案第16号 平成28年度龍ケ崎市一般会計補正予算(第4号)の所管事項について,執 行部から説明願います。

加藤市民生活部長。

加藤市民生活部長

それでは、別冊をごらんいただきたいと思います。

議案第16号 平成28年度龍ケ崎市一般会計補正予算(第4号)。

別冊の1ページをごらんいただきたいと思います。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億8,313万2,000円を追加し、歳入歳出 予算の総額をそれぞれ263億8,198万2,000円といたそうとするものです。

5ページをごらんください。

岡田都市環境部長

まず、第2表の継続費の補正であります。新都市拠点開発エリア事業化推進業務委託費

であります。こちらにつきましては、契約差金確定による年割り額の減額の補正となります。内容につきましては、平成28年度前払い金の30%以内、残金を平成29年度に支払うことから、契約差金の減額となっております。

次に, その下です。

加藤市民生活部長

第3表繰越明許費補正となります。

追加です。総務費の戸籍住民基本台帳費住民記録等証明事務費,これにつきまして,個人番号カードの交付状況を踏まえ繰り越しをするものですけれども,これについては全国の市町村で繰り越しをされます。

岡田都市環境部長

その下いきまして, 土木費の道路改良事業, 佐貫東口駅前広場基本設計業務委託に不測 の日数を要するため繰り越しとするものであります。

その下,急傾斜地崩壊対策事業,こちらにつきましては、県事業が繰り越しとなることから繰り越しをいたそうとするものであります。

6ページをお開きください。

第5表,地方債の補正であります。限度額を減額補正するものであります。内容につきましては、佐貫3号線交付金対象外及び2-7号線川原代町の土地購入費の差金で、限度つきの実績単価で計上いたしましたが、不動産鑑定結果の単価が下回ったこと、測量による実面積が確定したことによるものであります。

次に、9ページを開きください。

はり交付金確定に伴う減額であります。

歳入であります。

まず、国庫支出金、土木費の国庫補助金であります。土木管理費の補助金で社会資本整備総合交付金(耐震診断分)、これ1件であります。交付金確定に伴う減額であります。 その下で社会資本整備総合交付金(耐震改修分)、こちらにつきましてはゼロ件で、や

その下いきまして、社会資本整備総合交付金(道路整備分),こちらにつきましては、 佐貫3号線につきまして、JR、警察署との協議に時間を要したために交付金が対象外に なったことから減額をするものであります。

加藤市民生活部長

続きまして,15の県支出金,県補助金となります。農林水産業費県補助金,これにつきましては,新規就農総合支援事業費,補助金の確定に伴い減額するものでございます。

岡田都市環境部長

その下です。木造住宅耐震診断費であります。こちらにつきましては、耐震診断の県補助確定に伴う減額であります。

11ページをお開きください。

市債の土木費債であります。道路橋梁債であります。こちらにつきましては、地方債補 正で説明をしたとおりでございます。

13ページをお開きください。

加藤市民生活部長

ここからが歳出となります。

地域振興費の公共交通対策費です。

13委託料,地域公共交通網形成計画策定,事業費の確定により減額するものです。 続きまして,コミュニティセンター管理費,15の工事請負費です。これにつきましては, 今年度の工事を予定しておりましたが、地質調査や建物本体との非常階段部分のジョイント部分の状況などを改めて調査する必要があるだろうと、そういう判断をしたために減額するものです。この改修につきましては、29年度の当初予算で、調査のための委託料を当初予算のほうに計上させていただいています。

15ページをごらんください。

表の2つ目です。

農林水産業費,農業費,農業経営基盤強化促進対策事業,これにつきましては,年度当初では10名分,1,500万円を予算化していましたが,今年度の決算の確定額が7名分,975万円となりますことから,差額の525万円を今回補正予算で減額するものです。

その下の表です。

商工費の商工総務費, 商工事務費です。負担金補助及び交付金の補助金, コミュニティビジネス等起業者支援, これは相談は来ていたんですが, 実際の申請としてはなかったために, 今回補正予算として減額するものです。

岡田都市環境部長

その下の表です。

建築指導費であります。住宅建築物耐震改修促進事業であります。こちらにつきまして は交付金確定に伴う減額でありまして、耐震診断費は1件、耐震改修費はゼロ件、耐震改 修計画費は2件であります。

その下の表であります。

道路新設改良費でありまして、こちらにつきましては委託料の請負差金に伴う減額であります。

17ページであります。

市道第2の7号線整備事業であります。こちらにつきましても土地購入費の差金で、県道つきの単価が実績で計上しておりましたけれども、不動産鑑定の結果の単価が下回ったことと測量による実面積が確定したことに伴うもので、減額となります。

それから、その下の表です。

河川総務費、急傾斜地崩壊対策事業であります。こちらにつきましては、県事業の追加補正に伴う市負担金の減額補正であります。

その下の表になります。

都市計画総務費,こちらにつきましては,都市計画事務費であります。こちらも委託費 確定に伴う減額補正であります。

その下です。

公共下水道事業特別会計繰出金、こちらにつきましては、流域下水道を管理している県、 利根浄化センターに支払う処理手数料の確定に伴う不足分を一般会計から繰り出しをする ものであります。

以上であります。

坂本委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はございませんか。 岡部委員。

岡部委員

そうしましたら、15ページの01020500商工事務費のコミュニティビジネス等起業者支援なんですが、今、説明で、相談はあったけれども申請はゼロだったということでありまして、たしか、これ27年度は、何か2件だけ申請があって該当がゼロだったというように記憶しているんですけれども、これ、また29年度も同じように100万円予算化していまして、相談はあったけれども申請はゼロだったというのは、それ、どういうわけで申請に至らな

かったかというのを、ちょっとご説明いただけますか。

坂本委員長

佐藤商工観光課長。

佐藤商工観光課長

28年度の応募の状況でございます。3件,先ほど部長からありましたように,1件は本当に相談のみで,コミュニティビジネスの事業と,やる事業のその方の事業に相違があったということでございます。2つ目でございますが,こちらは要件の中の滞納部分に該当がありまして,取り下げになったということでございます。最後,3件目でございますが,こちらは趣旨等は問題なかったんですが,建物云々ということで都市計画法等々にちょっと差しさわりがあったということでございます。

以上です。

坂本委員長

岡部委員。

岡部委員

条件がいろいろあるんだとは思うんで、なかなか申請が通らないというのもあるかとは 思いますが、2年連続でゼロ、ゼロというところで、また来年も予算とられていますので、 何かしら支援のためのそういう今後に向けての何か取り組みというか、そういうのは何か 考えられているんでしょうか。

坂本委員長

佐藤商工観光課長。

佐藤商工観光課長

委員おっしゃるとおり、昨年度もゼロでございました。今までの何年か申し上げますと、25年度が2件ございまして、26年度が1件、そして27、28とゼロということでございまして、今年度につきましても募集を2回行ったところでございます。相談が3件ということでございましたが、また来年度、平成29年度もコミュニティビジネス等起業者支援として、想定2件で100万円を計上させていただいておりますので、周知の方法を工夫すること、あとは、ちょっと違うんでございますけれども、創業支援ということも来年度から、今年度、創業塾だけなんですが、来年度またいろいろと研究していきたいと思っておりますので、それも含めましてコミュニティビジネス等の起業者支援、こちらも研究していきたいと思います。

以上です。

坂本委員長

岡部委員。

岡部委員

本当、期待しておりますので、よろしくお願いします。

続いて, よろしいですか。

その下の01021800, 住宅建築物耐震改修促進事業ということで, こちらも耐震診断費が 1 件で, 耐震改修計画費が 2 件, 実際耐震改修はゼロ件ということですが, なかなか耐震 改修自体のニーズがそんなにないということなのか, ちょっとどうなのか, その辺どういった検証をされているかお願いします。

清宮都市計画課長。

清宮都市計画課長

耐震改修の補助についてですが、耐震改修費がゼロ件ということですけれども、これ必要がないということではございません。やはり対象になる住宅が昭和56年以前に建築されたものということで、かなり古いものです。ですから耐震診断等を実施すれば、大抵は耐震が必要になるということなんですけれども、ただ、その改修費用がかなり高額になってしまったりといったケースや、あとは、やっぱり住んでいらっしゃる方も高齢の方が多かったりして、なかなかこの改修までは至らないというのが実情でございます。

坂本委員長

岡部委員。

岡部委員

本当,1件改修となると相当な額がかかると思うので、ただ、やはり耐震基準が甘かった時代の住宅がまだまだいっぱい市内にもあるということだとは思うので、これも引き続き、また29年度も予算化されていますので、こちらもそういう周知の方法だとか、そういったところもまた今後頑張っていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

坂本委員長

それでは、岡田都市環境部長より訂正の申し出がありますので、お願いいたします。

岡田都市環境部長

17ページ,まことにすみません。河川総務費のところでありますけれども,急傾斜地崩壊対策事業の中で,私,「減額」という話で説明しましたが,県事業の追加補正に伴う市負担金の「増額」補正であります。まことに申しわけありませんでした。

坂本委員長

ほかに質疑ありませんか。 深沢委員。

深沢委員

よろしくお願いします。

13ページのところの4120コミュニティセンター管理費のところで、部長のお話の中で、来年度に入る工事、コミュニティセンターの話ですけれども、建物の検査が必要という判断をされた、その内容的なものは、どういうことでそのようにされたんでしょうか。

坂本委員長

斉田市民協働課長。

斉田市民協働課長

久保台コミュニティセンターの非常階段の,これは一連になっておりますので,塗装工事,また非常階段の改修工事の減額について,経緯等を含めてご説明のほうをさせていただきたいと思います。

こちらの工事の減額につきましては、平成28年度の当初予算において、久保台コミュニティセンターの非常階段の塗装工事を計上しておりました。塗装工事の設計のほうを行う

ため現地確認を行った際に、階段部分ですとか手すりの部分に一部腐食が進んでおりましたので、一時的にその塗装工事を実施するよりも、その非常階段が久保台コミュニティセンターはらせん状の階段で、上り下りをすると、ちょっと非常階段が揺れるといったこともありましたので、その現在の非常階段のほうを取り壊しまして、新たに非常階段を設置したほうがいいだろうという判断に達しました。

それで、昨年の12月の第4回定例会の補正予算のほうで新たな非常階段の設置工事の費用を提出させていただいて、ご承認いただきまして、その詳細設計に入りますことから、市の方の設計所管でございます営繕担当のほうに依頼しましたところ、いわゆる非常階段の基礎の部分の設計を行うに当たって、その地質データの数値を教えてほしいというような依頼がございました。確認しましたところ、この久保台コミュニティセンターが建築しましたのは平成10年当時だったものですから、地質調査のデータがないというようなことがわかりまして、非常階段につきましては、災害時といいますか、そういう大規模、例えば地震とかそういった場合、利用者が一気に利用するものなので、より避難者の安全性といったものを確保したほうがいいだろうというようなことで、昨年ご承認いただきました工事費のほうを減額させていただきまして、先ほど部長のほうの説明にございましたが、平成29年度の新年度予算のほうで、地質調査と構造計算とを含めた実施設計のほうを委託料で計上させていただいたといったようなことでございます。

以上です。

坂本委員長

深沢委員。

深沢委員

わかりました。やっぱり安全が第一ですので、災害時はもう必ずそこに大勢の方が押し寄せるというか、集まっていただくところですので、安全第一で工事のほうをよろしくお願いしたいと思います。

次にいっていいですか。

次なんですけれども、17ページの3150急傾斜地崩壊対策事業、今、部長のほうからお話がありまして、追加予算ということで県から追加があって、たしか42メートルとかに長くなるというようなお話を聞いたかなと思うんですけれども、具体的なこの範囲というのは、どこからどこまでになるんでしょうか。

坂本委員長

宮本施設整備課長。

宮本施設整備課長

具体的な範囲ということでございます。範囲につきましては、ちょっと説明しづらいんですが、塗高地区の区の公民館を周って、また山のほうへ上がっていく坂道の2軒先がその範囲になっているところなんですが、そういう回答でよろしいでしょうか。

坂本委員長

深沢委員。

深沢委員

工事内容なんですけれども、どういうふうな工事になるんでしょうか。

坂本委員長

宮本施設整備課長。

宮本施設整備課長

工事内容ということですが、これ茨城県の事業で行っている事業なんですが、こちらに つきましてはフリーフレーム工法を採用している状況、フリーフレーム工法というのは、 コンクリート吹きつけにより、碁盤の目のように升をつくって、その升の中が多分今回は 厚層基材吹きつけといいまして、植生材料を吹きつける工法をやっていると思うんですが、そこにロックボルトという鉄筋棒があるんですが、鉄筋棒を何十本、何百本も差して地盤の安定を図るというような作業で、メーター単価にするとかなりの費用でありまして、今回、1億円の補正がついても40メートルぐらいしかできない状況でございますので、相当な費用はかかる工法になります。

坂本委員長

深沢委員。

深沢委員

安全ということでしょうから、何かあったときに、またその隣が崩れたとか、やっていないところがだめになったなんてことがないように、しっかりと今回やっていただきたいと思います。

これで全て完了ということになりますか。

坂本委員長

宮本施設整備課長。

宮本施設整備課長

全体予定延長は350メートル, そのうちの47メートルですので, まだまだ300メートル以上残っていますので, 国・県のほうへの要望を引き続き強く求めていきたいと思っています

坂本委員長

深沢委員。

深沢委員

地震は、またいつ来るかわかりませんし、県のほうへの要望を強い要望を出していただいて、安全第一でこれからもよろしくお願いしたいと思います。 以上です。

坂本委員長

ほかにございませんか。

よろしいですか。

それでは、別にないようですので採決いたします。

議案第16号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

【異議なしの声】

坂本委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。 続きまして、議案第18号 平成28年度龍ケ崎市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)について執行部から説明願います。 岡田都市環境部長。

岡田都市環境部長

それでは、33ページをお開きください。

平成28年度龍ケ崎市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)であります。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ6,481万9,000円を追加いたし、歳入歳出予算の総額をそれぞれ24億6,493万2,000円とするものであります。

36ページをお開きください。

上から繰越明許費補正であります。流域下水道整備事業、内容につきましては、霞ケ浦 常南流域下水道整備事業が年度内に終了しなかったことから、繰越明許をするものであり ます。

次に, その下であります。

変更でありまして、公共下水道整備事業であります。こちらにつきましては、佐貫駅貯留管設置工事契約額確定によるものであります。

次に、地方債補正であります。こちらにつきましては、限度額の変更増をするものであります。

次に、38ページをお開きください。

歳入であります。

一番上の一般会計繰入金,公共下水道事業費等繰入金であります。内容につきましては, 霞ケ浦常南流域下水道流域の建設事業費の増に伴う増額であります。

その下いきまして, 市債です。

下水道事業債、流域下水道事業債であります。こちらにつきましては、負担金起債対象額が増額したことによりますことで増となります。

次に, 歳出であります。

下水道維持管理費,流域下水道管理費であります。こちらにつきましては,霞ケ浦常南流域下水道の汚水量維持管理負担金の増に伴うものであります。

その下いきまして,公共下水道整備事業費,流域下水道整備事業費であります。こちらにつきましては,流域建設事業費の確定に伴う負担金の減額に伴うものであります。 以上であります。

坂本委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はございませんか。よろしいですか。

それでは、別にないようですので採決いたします。

議案第18号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

【異議なしの声】

坂本委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。 宮本施設整備課長より訂正の申し出がありましたので、これを許可いたします。

宮本施設整備課長

すみません。先ほど深沢委員のほうからの延長についての質問ですが、先ほど「40メートル」とお答えしてしまったのですが、この追加分でできるのは「42メートル」で、今までのを合わせますと70メートルが完成するということになります。 以上です。

それでは、続きまして、報告第2号 専決処分の承認を求めることについて(和解に関することについて),執行部から説明願います。

岡田都市環境部長。

岡田都市環境部長

それでは、44ページをお開きください。 専決処分の承認を求めることについて。 45ページに内容が書かれてあります。

平成28年10月28日午後8時40分ごろ,龍ケ崎市貝原塚町2864番地1地先の市道第2の59 号線において、牛久市に在住の方が運転する軽四輪乗用車が当該市道の路肩に生じた段差に左側前輪を落とし、当該軽四輪乗用車の左側前輪のタイヤが破損し、及び当該前輪のホイールが損傷した事故に関する損害賠償額の決定及び和解について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであることから、地方自治法第179条第1項の規定により、これを処分いたそうとするものであります。

損害補償額につきましては、1万6,761円であります。 以上であります。

坂本委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はございませんか。 深沢委員。

深沢委員

この路肩にタイヤが落ちてホイールが壊れちゃったと。これが午後8時40分,わかるけど、見えないんでしょうかね。すごい、こう、深い、壊れているんでしょうか。

坂本委員長

宮本施設整備課長。

宮本施設整備課長

昨年,第2回のときでしたか,私のほうから説明させていただいて,現在は1件も上がっていないという,その後,すぐこういう案件がまた上がりまして,この辺の状況につきましては,午後8時40分ごろなんですが,金曜日の夜,雨も降って水たまりがありまして,そこへ対向車が来て,それをよけて,ちょうどここ畑地帯で,何ていうんですか,こう,道路との段差が,かなりもう土がなくなっている状況のところで起きまして,その畑を押さえる鉄板みたいなのが現地確認行ったら,ちょっと畑側のところにあって,そこにも当たっているんじゃないかなという,本人は,夜暗くて街灯もないところですので,実際にどこに当たったかというのはわからないですが,確かに段差がかなり落ちていて,そういったホイールまで傷つけるような状況になっているところでございます。

坂本委員長

深沢委員。

深沢委員

そうすると、そこのところへは、もう落ちないように何かをされたということですか。

坂本委員長

宮本施設整備課長。

宮本施設整備課長

実際その道路を、ちょうど女化の、何というんですか、広域農道のほうへ向かっていくところなんですけれども、そこの道に取りつく横からの道がつながっているところで、そこを左折する方がその畑の中に、やっぱりこう通っちゃうんですよね。何回土入れて、畑ですので砕石とかそういうのを入れられないんで、土は入れているんですが、二、三カ月もたないんですよね。結局もう左折のたびに曲がりづらいのか、皆さん、後輪をこう走らせていくような状況で、常に下がっちゃいますので、直してはいますけれども、なかなか完全には。

坂本委員長

深沢委員。

深沢委員

わかりました。なかなか大変ですよね。私も、自分が運転が余り上手じゃないので、どういうところで落っこっちゃったのかなと思って、わかりました。安全が第一ですので、またよく見守っていただいて、よろしくお願いします。

坂本委員長

ほかにございませんか。 滝沢委員。

滝沢委員

すみません。この前、前回こういう事案が上がってきたときも聞かせてもらったんで、 今回も聞かせてもらいますけれども、これ、市に上がってきたのは、この車を運転してい た人から上がってきたのか、タイヤ屋さんか、自動車屋さんか、その辺の上がってきたと ころはどこから上がってきましたか。

坂本委員長

宮本施設整備課長。

宮本施設整備課長

今回の案件につきましては、金曜日の夜に発生したことによりまして、月曜日、本人から朝の8時半過ぎに電話がありまして、ここでタイヤをパンクさせてホイールまで傷ついてしまったというようなことで、現地の状況の写真とあわせてメールにての報告がありました。電話とメールですね。

坂本委員長

淹沢委員。

滝沢委員

ありがとうございました。

本人から上がってきたということで、結構こういう事例というのはあるんですか。

坂本委員長

宮本施設整備課長。

宮本施設整備課長

茨城県の工事事務所の道路管理者のほうにも確認したんですが、やはりふえているそうです。

坂本委員長

滝沢委員。

滝沢委員

すみません。これ、やっぱり、そういうふうに例えばタイヤがパンクしちゃったとか、ホイールがあれというのは、やっぱり整備が行き届いていないからということで、こっちが払う義務が生じるということでよろしいですか。

坂本委員長

宮本施設整備課長。

宮本施設整備課長

道路の真ん中とか車が走る車道のところで穴があいていたりなんかするのは、完全にもう道路瑕疵の状況が出てくるわけですから、穴の発見とかそういうのがおくれているわけなんで、補修すべきものですから、一応はもう、こちらが悪くなるというようなことになるんですが、道路路肩について、既定の50センチの路肩というのはどうしても必要なんですよね、道路つくるに当たって。その部分が土でやっているんですよ。そこへU字溝とかが入っていれば、それはU字溝で押さえちゃいますので、余り、ある程度段差とかそういうのはつかなくなるんですが、土の部分、特に農村地帯は、畑地帯なんかは土の部分がどうしても流されるというか、沈んでいくというか、そういう状況で、その段差がかなり起きているところが、かなり龍ケ崎市内の道路でも見受けられますので、それの対応で、うちのほう道路パトロールして、2トン車で土を持っていって、締め固めして直してはいるんですけれども、いろんな問題、除草剤の問題やら何か、除草剤をまかれますと、ちょっと土のほうが弱くなりまして流れるのも早いというのもありまして、なかなか追いついていかないのが実情でございます。

坂本委員長

淹沢委員。

滝沢委員

すみません。

確かに龍ケ崎は延長道路がすごく長いんで、これを全部そういうことがないように不備を徹底しろというのはなかなか難しい、状況的に難しいというのは私もよく理解できますので、何かしら対策がないのかなというか、だんだん、こういうふうにやれば、役所にこう言えばお金出してくれるよというようなことになってしまうと、この件がそうだとは言わないですけれども、そういう事例があったとすると、やっぱりこれ、どのようにか対応というか、市としての方針とかというものをよく決めておかないと、何か、今後悪意のある人がいたりとか、善意か悪意かわかりませんけれども、場合によってはそういうような案件がふえてくることも懸念されますので、その辺の対応だけよろしくお願いします。

坂本委員長

ほかにございませんか。

別にないようですので、採決いたします。報告第2号、本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

【異議なしの声】

坂本委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。 続きまして、報告第3号 専決処分の承認を求めることについて(和解に関することに ついて)、執行部から説明願います。

加藤市民生活部長。

加藤市民生活部長

議案書の46ページをごらんいただきたいと思います。

報告第3号 専決処分の承認を求めることについてです。

内容については、47ページをごらんください。

処分第1号 和解に関することについて。

平成28年12月28日午後3時30分ごろ,龍ケ崎市藤ケ丘1丁目21番地14の龍ケ崎市八原コミュニティセンターの駐車場において,公用車が当該駐車場に駐車中の龍ケ崎市に在住する方が使用する軽四輪乗用車に接触した事故に関する損害賠償額の決定及び和解について,特に緊急を要するため,議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであることから,地方自治法第179条第1項の規定により,これを処分するものです。損害賠償額につきましては,9万9,230円です。

坂本委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はございませんか。 深沢委員。

深沢委員

コミュニティセンターの中、駐車場ということですよね。そこで接触したと、もう完全にスピードが出ていたとか、ものすごい事故ということではないとは思うんですけれども、この9万9,230円というのは結構壊れたような感じがするんですね。これはどんな状況で、どのようだったんでしょうね。

坂本委員長

斉田市民協働課長。

斉田市民協働課長

車の破損状況についてでございますが、軽自動車のフロントバンパーの一部がいわゆる接触に伴って傷がついたと、塗装がはがれてしまったということと、あと、ちょっと金額的に高くなってしまったのが、ヘッドライトが、ヘッドライトとその下のウインカーが一体型でありまして、そこのヘッドライトとウインカーのくっついているところが割れてしまったので、そういったことから、こういった9万9,230円といったような金額になっております。

深沢委員

わかりました。事故がないように、これからもよろしくお願いいたします。 以上です。

坂本委員長

ほかにございませんか。

よろしいですか。

別にないようですので、採決いたします。報告第3号、本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

【異議なしの声】

坂本委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。 以上で当委員会に付託されました案件の審査は終わりました。 これをもちまして、環境生活委員会を閉会いたします。 お疲れさまでした。